

すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第16号

すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例

すみだ福祉保健センター条例（平成元年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「前条の」を「前条に規定する」に改める。

第6条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第7条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第8条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条第3項中「第1項の」を「第1項に規定する」に改める。

第9条中「利用の承認」を「第6条第1項の規定により利用の承認」に改める。

第11条第3号中「の利用」を「を利用すること」に改める。

第14条第1項第3号中「介護予防通所介護に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費」を「特定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係るサービス費」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「指定管理者」を「指定管理者」に改め、「締結し」の次に「、又は指定管理者の承認を受け」を加え、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同条第6項各号列記以外の部分中「規定する」を「掲げる」に、「介護予防通所介護利用者」を「総合事業利用者」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「介護予防通所介護」を「総合事業」に、「厚生労働大臣」を「区長」に改め、同条第7項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同条第8項中「介護予防通所介護利用者」を「総合事業利用者」に改め、同条第9項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

12 指定管理者は、規則で定めるところにより、第4項から第7項までの規定により通所介護利用者等が指定管理者に支払う費用の額を減額し、又は第9項の規定により利用者が指定管理者に支払う費用の額を減額し、若しくは免除することができる。

第16条第3項第2号中「発揮」の次に「することが」を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度におけるこの条例による改正後の第14条第1項第3号、第2項、第6項及び第8項の規定の適用については、第14条第1項第3号中「介護保険法の規定による特定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係るサービス費」とあるのは「介護保険法の一部を改正する法律（平成26年法律第83号）による改正前の介護保険法の規定による介護予防通所介護に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費」と、同条第2項中「し、又は指定管理者の承認を受けなければならない」とあるのは「しなければならない」と、同条第6項各号列記以外の部分中「総合事業利用者」とあるのは「介護予防通所介護利用者」と、同項第1号中「区長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第8項中「総合事業利用者」とあるのは「介護予防通所介護利用者」と読み替えるものとする。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のすみだ福祉保健センター条例（以下「改正前の条例」という。）第14条第2項の規定により締結した契約及び同条第3項の規定により受けた承認は、平成29年3月31日を期限として、この条例による改正後の条例第14条第2項の規定により締結した契約及び同条第3項の規定により受けた承認とみなす。ただし、改正前の条例第14条第4項から第9項までの規定により納付された利用料等の取扱いについては、なお従前の例による。